

令和5年度 社会福祉法人ふくおか福祉サービス協会事業計画

1 基本方針

令和2年度から約3年間にわたる「新型コロナウイルス感染症」の感染への対応について、国から緩和方針が示されたところですが、当法人は介護を要する高齢者へのサービス提供等を担っており、令和5年度も感染リスクに十分留意して適切な業務遂行に努めていきます。

また、福祉・介護業界における人財不足はますます深刻化しており、当法人においても事業遂行上の最大かつ喫緊の課題となっています。このため、コロナ禍の厳しい経営環境の下、職員の処遇改善や限られた人財を活かすための組織再構築、ICT化の推進に一層スピード感を持って取り組むなど、事業運営・法人経営の安定性・収益性向上に努め、もって今後も「福岡のみなさまの自立をささえ、安心をささえ、尊厳をささえる」という法人の基本理念の下、福岡のみなさまへ良質なサービスを提供してまいります。

2 実施事業内容

(1) 第一種社会福祉事業

① 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)

原則として、要介護3以上の認定を受けた入居者に、入浴・排泄・食事等の介護や日常生活上の支援、機能訓練・健康管理等を行います。入居者一人ひとりが、地域のなかで、いつまでもその人らしく、心穏やかに、笑顔で、安心して過ごせるように、日常生活を支援いたします。

<重点項目>

◆新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しながら創意工夫した施設運営を行う。

◆利用率の向上

利用者に選ばれる施設になるよう、日々の活動を工夫して充実させるように努めます。また、ブログ、インスタグラム等を活用し、施設の魅力を情報発信していきます。利用率を向上することで、経営状況の安定に取り組めます。

◆人財確保・人財育成

介護福祉士実務者研修を介護学校と提携して実施する取組みを今年度も継続し、無資格で介護職未経験の方等が当施設に就業しながら当該研修を修了できるようにして、将来的な介護福祉士取得までのキャリアアップを支援します。

また、オンラインやDVD等を活用し、研修受講できる環境を整えて、職員のレベルアップを図るよう取り組めます。

(2) 第二種社会福祉事業

① 訪問介護サービスに係る事業

ア 要介護者への訪問サービス

『居宅サービス計画(ケアプラン)』に基づき、利用者のニーズ、心身の状況に応じた身体介護や生活援助のサービスを提供します。

イ 要支援者・事業対象者への訪問サービス

『介護予防サービス・支援計画』に基づき、専門職として総合事業における訪問サービスを提供します。

ウ 障がい福祉サービス

『サービス等利用計画・障がい児支援利用計画』に基づき、利用者のニーズ、心身の状況に応じた身体介護や家事援助等のサービスを提供します。

<重点項目>

◆感染症対策・事業継続に向けた取組みの強化

新型コロナウイルス感染症は、感染症法分類が変更になる予定ではありますが、引き続き感染症拡大防止・予防対策を行い、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できる体制を維持していきます。

◆組織再編等による業務の効率化と人財確保・定着

訪問介護サービス従事者の確保が年々厳しくなっており、限られた人財を活かすため、事業所の再編成を行っていきます。

また、再編成後の支部運営を安定させるため、利用者や関係機関との連携を一層図るなど、職員の業務負担や働きやすさなどについても改善に努めてまいります。

訪問介護員の確保のため、勤務時間固定制の訪問介護員制度創設を計画しており、人財確保につなげることができるよう努めてまいります。

◆専門性の高いサービス提供のための研修推進

昨年度に引き続き、対面形式の研修とオンラインを取り入れた研修を計画するなど、サービス提供責任者・常勤訪問介護員・訪問介護員が研修を受講しやすいように取り組んでまいります。

研修計画は、それぞれの職員が1年間の個別研修計画に沿い、研修を受講し、日々の業務において、介護技術及び専門知識を高め、質の高いサービスの提供ができるよう努めていきます。

◆今後の訪問介護事業の展開についての取り組み

介護保険法の改正や人材確保がますます厳しくなる社会情勢の中、引き続き、安定的・持続的な事業運営ができるよう、サービス提供体制や事業実施方法の見直し等に取り組んでまいります。

② 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業

入居者一人ひとりが自分らしく安心して過ごせるよう支援していくとともに、グループホームが『地域の一員』として、より一層周知されるように取り組みます。

＜重点項目＞

◆新型コロナ感染症予防対策を実施しながら創意工夫した施設運営を行う。

◆利用率の向上

職員一人ひとりが、経営状況を意識し、利用者に選ばれる施設になるよう、日々の活動を工夫し充実に努めます。また、ホームページ等を活用し施設の魅力を情報発信することで利用率の向上に取り組みます。

◆人財育成

オンラインやDVD等を活用し、研修受講できる環境を整えて、職員のレベルアップを図るよう取り組みます。

③ 短期入所生活介護(ショートステイ)事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを行います。利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護負担軽減などを図っていきます。

＜重点項目＞

◆新型コロナ感染症予防対策を実施しながら創意工夫した施設運営を行う。

◆利用者との信頼関係の構築と稼働率の向上

利用者一人ひとりのケアプラン・目的に沿ったサービスの提供を行い、利用者・家族との信頼関係をつくり、定期的な利用につなげていきます。

特別養護老人ホームの空き部屋も積極的に活用し、ケアマネジャーとの円滑な連携により、多くの利用者のニーズに応えていき、稼働率の向上に努めていきます。

④ 通所介護(デイサービス)事業

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援、生活機能向上のための機能訓練、グループ活動などの高齢者同士の交流を日帰りで行い、利用者の孤立感の解消、家族の介護負担軽減などを図っていきます。

＜重点項目＞

◆新型コロナ感染症予防対策を実施しながら創意工夫した施設運営を行う。

◆サービス内容の充実と利用者数の向上

「併設のショートステイ事業との連携の取りやすさ」、「併設保育所との交流」、「ケアプランセンターでの介護相談」など、複合施設内のデイサービスのメリットを可能な限り活かしていくとともに、利用者個々の特徴に応じたレクリエーション等、サービス内容を充実させ、さらに多くの方に利用していただけるよう努めていきます。

⑤ 保育所事業

保護者の労働や疾病などの理由により、家庭での保育が困難な乳幼児の保育を行っていくとともに、障がいも個性ととらえ、お互いの個性を認め合いながら、ともに学ぶ統合保育の実践を継続していきます。

<重点項目>

- ◆新型コロナウイルス感染症予防対策を実施しながら創意工夫した施設運営を行う。
- ◆少人数での保育という特色を活かし、子ども一人ひとりの成長を丁寧に支えていきます。
- ◆子どもを中心に据えつつ、保護者との信頼関係を積み重ねていきます。また「園だより」や保護者との日々のコミュニケーションの中で、子どもの成長発達についての情報発信に努めていきます。
- ◆人財育成とチームワーク構築に努めていきます。
 - ① 外部研修、法人内研修での学びを深めるとともに、人権をテーマとした職場内研修の充実を図ります。
 - ② 新人職員へのOJTや職員間での対話を通し、個々の職員が抱える不安や課題に早期に対応することで、より良いチームワークの構築に取り組みます。
- ◆地域での未就学園児への育児支援を充実させていきます。
 - ① 園庭開放を計画的に実施するとともに、ホームページ(ブログ等)を定期的に更新し、未就学園児のいる家庭にも園行事等についてわかりやすい情報を発信いたします。
 - ② 公民館での育児講座(乳幼児ふれ合い学級)を実施します。

(3) 公益事業

① 居宅介護支援事業(要介護1～5)

居宅介護支援事業所において、要介護利用者の心身の状況や生活環境に応じた『居宅サービス計画(ケアプラン)』を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整などを行い適切に支援していきます。

<重点項目>

- ◆地域の中でのネットワークを深める

利用者の自立した暮らしの継続を支援するためには、地域の関係機関との連携体制の強化がますます求められています。

令和5年4月以降から運用開始予定である「ケアプランデータ連携システム」の導入検討や、関係機関とのカンファレンスについてのオンライン活用など、地域とのネットワークを一層深めていきます。

◆選ばれる事業所となるための人財育成推進

介護支援専門員が対応している利用者の多様化、複雑化を踏まえ、研修受講や地域活動（会議）への参加を通じて、ケアマネジメント技術の一層の研鑽と修得を図るなど、利用者の自立支援や要介護状態等の軽減又は悪化防止に向けて、的確かつ個別性のある居宅サービス計画を作成できる人財の育成を推進してまいります。

◆新規利用者の獲得と安定した事業所運営

地域包括支援センター、医療機関等と連携し、安定的に新規利用者を獲得できるよう取り組んでいきます。

また、事業所の体制整備や利用者への対応力等を評価する『特定事業所加算』を継続して取得するとともに、安定した事業所運営ができるようセンター体制や事業運営方法の検討などに取り組んでいきます。

◆次回の介護報酬改定情報や市町村の取組みなどに沿ったケアマネジメントの実施

社会情勢に合わせて変化していく制度や市町村の取組みなどに対応できるよう、行政や他機関などと十分、連携を図っていきます。また、令和 6 年の介護保険法改正にスムーズに対応ができるように、制度改正に関する情報収集を積極的に行ってまいります。

② 介護予防支援事業（要支援1・2）

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）と居宅介護支援事業所において、要支援 1・2 の利用者に対し、介護予防サービス・支援計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整などを行います。

<重点項目>

◆利用者の「生活の課題」に向き合う介護予防ケアマネジメントの実施

利用者の機能改善のみならず、「個々の自立」を考え、専門的な視点による適切な支援を行うことで、重度化防止を図っていきます。また、関係者間で個々の利用者の自立支援に関する理解を共有化することにより、効果的な介護予防ケアマネジメントの実践に努めていきます。

③ 要介護・要支援認定に係る訪問調査事業

居宅介護支援事業所において、介護保険に係る要支援・要介護認定の更新時等において、居宅介護（予防）支援を行っている方などに、心身の状況、生活環境などの訪問調査を行います。

④ サービス付き高齢者向け住宅事業

満60歳以上または要支援・要介護認定を受けている方を対象に、安否確認

や生活相談などの生活支援サービス、食事提供サービス等を行い、入居者が楽しく安心して生活できる居住環境を提供します。

<重点項目>

◆新型コロナ感染症予防対策を実施しながら創意工夫した施設運営を行う。

◆入居者が安心して元気に過ごせるような環境づくり

入居者が、サービス付き高齢者向け住宅のメリットである生活の自由度を保ちながら、安心して元気に暮らせるような環境づくりを充実させていきます。そのために、日々の入居者とのかかわりの中から、個々の入居者のニーズの把握に努め、適宜必要な支援を行い、信頼関係を築いていきます。

⑤ 社会福祉に関する福岡市からの受託事業

ア 介護実習普及センター事業

市民向けの介護講座などを実施し、市民の介護や福祉用具に関する知識及び技術の普及を図ります。

<重点項目>

◆様々な形態での情報発信

介護実習普及センター事業や福祉用具についての周知・理解を促進するために、ブログや動画を活用した情報発信を行います。

◆職員の質の向上

コロナ禍で実施できなかった職員向け実技研修の実施や外部研修へ参加することで、職員の専門性を高め、一層質の高い介護講座の開催や市民の方々への相談対応ができるよう努めます。

イ 障がい者・高齢者住宅改造相談事業

身体障がい者や高齢者が、住宅をその身体状況や介護状況に適するよう改修・改造する場合に、各種相談を受け、助言や情報提供を行うとともに、福岡市から費用の助成を受ける住宅改造について、訪問調査及び完了検査を行います。また、住みやすい住環境や福岡市住宅改造助成制度などについて、より多くの市民や関係機関への周知等に努めていきます。

<重点項目>

◆業務の効率化の推進

福岡市住宅改造助成制度などに関する必要書類のデータ化及びメールでの情報の授受などを行うことで、業務の効率化を進めてまいります。

ウ 働く人の介護サポートセンター事業

働く人が介護に直面した場合でも、離職せずに仕事と介護を両立して働き続けるためのノウハウの提供や不安の解消などを目的として、働く人が利用しや

すい時間帯に相談支援業務を実施します。

<重点項目>

◆働く人の介護サポートセンターの周知と相談者数の増加

企業へのチラシの送付や、市政だよりへの掲載、福岡市情報LINEでの情報発信などの広報を実施し、相談者数の増加に努めます。

エ 地域包括支援センター事業

市内18か所の地域包括支援センターにおいて、高齢者の身近な相談窓口として、「総合相談支援業務」、「介護予防ケアマネジメント業務」、「権利擁護業務」、「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の4つの基本業務を的確に実施するとともに、その共通基盤である多職種協働によるネットワークづくりの更なる推進に努めます。

また、「生活支援体制整備事業」、「地域ケア会議の開催運営業務」の実践を通じ、担当する各圏域の課題を福祉の視点と保健の視点から捉えて、高齢者個々人の「住み慣れた地域における自立した暮らし」を考え、地域包括ケアの実現に向け、丁寧に業務を遂行していきます。

また、センターの3職種職員及び生活支援介護予防推進員それぞれの業務の視点から協働し、「何のために」、「どのように」、役割や業務を遂行していくのか、その行動に根拠と責任を持ち、地域や関係機関との関係性を活かしながら、業務に取り組んでいきます。

<重点項目>

◆相談者・相談対象者を「福祉と保健の視点」から捉えた根拠ある支援等の実施

「相談者・相談対象者が主体である」という認識を常に持ち、高齢者の健康、介護予防、生きがいある暮らしに、何が必要か、その心身状況や思い、今までの暮らし方などを客観的に捉え、地域ケア会議や多職種・地域ネットワークを駆使し、自立の潜在力を引き出す・主体性を引き出す支援を行います。

また、先入観や主観を持たず客観的に判断ができ、且つ、豊かな人権感覚を持つ職員の育成に取り組み、質の向上を図ります。

また、感染の不安や外出の自粛によって引き起こされているコロナフレイルを念頭に置き、高齢者の状況の変化を的確に捉え、その改善、重度化防止に努めます。

◆介護保険事業計画、地域包括ケアアクションプランを踏まえた各圏域に於ける取り組みの推進(令和5年度センター事業計画の充実)

◆新型コロナ感染症防止対策を講じた業務の継続

オ 介護予防ケアマネジメント事業(要支援1・2、総合事業対象者)

介護予防支援事業所(地域包括支援センター)において、要支援1・2及び総合事業対象の利用者に対し、介護予防サービス・支援計画(ケ

アプラン)を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう介護予防・生活支援サービス事業者との連絡調整などを行います。

<重点項目>

◆利用者の「自立を引き出す」介護予防ケアマネジメントの実施

利用者とともに、自立に向けての目標の設定や目標の達成のための具体策を考え、高齢者自らが介護予防の取り組みを実践・評価できるような実現性のある介護予防ケアマネジメントに努めます。

カ 在宅医療・介護連携推進事業(分野横断的取組み)

福岡市における地域包括ケアの実現を目指し、在宅医療と介護の連携推進について、「地域住民への普及啓発」及び「医療・介護関係者の研修」に取り組めます。

「地域住民への普及啓発」については“働き盛り世代”の方を主なターゲットとして、「ゆる～く備える親の介護講座」を動画視聴やオンラインで受講していただくことで、介護について考える機会となるよう取り組みます。また、「医療・介護関係者の研修」については、“医療・介護関係者”が、実際に地域包括ケアに取り組むことができるような内容の研修動画を作成し、必要な時に受講できるように取り組みます。

<重点項目>

◆「ゆる～く備える親の介護講座」の受講者数の増加

動画視聴やオンラインの形で受講できることを、企業や地域団体に広く周知することで、より多くの方に受講していただけるよう取り組みます。

(4) 協会の独自事業

① ささえ手サービス事業

介護保険制度等では対応できない高齢者や障がい者の多様なニーズに応じることができるサービスを、引き続き提供していきます。

② 福岡市介護保険事業者協議会の運営

福岡市内の介護保険事業を実施する法人で組織された福岡市介護保険事業者協議会の事務局として、介護サービスの質の向上を図るため、会員に対し研修、講演会などの運営等を行っていきます。